

広島市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の サービス提供体制確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の発生による通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことで、必要な介護サービスを継続して提供できる環境を整備することを目的として、介護サービス事業所・介護施設等（別表に掲げる事業を行う事業所及び施設。以下「介護サービス事業所等」という。）を運営する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和4年3月23日付け老発0323第2号。以下「国要綱」という。）、広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱（令和3年8月17日施行。）及び広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象等)

第2条 この補助金の対象は、以下の各号に定める事業とし、各事業の対象となる施設・事業所、対象経費及び補助金の交付額は、別表に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業
- (2) 通所系サービスによる安否確認等実施支援事業

2 補助金の交付額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請は、市長が定める日までに、前条第1項の各号に定める事業の区分に応じた所定の補助金交付申請書（様式第1号又は様式第2号）その他関係書類を市長に提出することにより行わなければならない。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、規則第6条第1項各号に定める条件のほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金は、補助事業の経費に充てること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具その他の財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間内においては、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 第2条第1号及び第2号に定める事業については、事業の完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、所定の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）

により、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に提出すること。なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(6) 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

(7) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために必要と認める条件。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、第3条の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、補助金の交付等を決定したときは、申請者に対し、決定通知書（様式第4号又は様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、速やかに補助金の交付等を行うものとする。

（暴力団の排除）

第6条 市長は、補助金の交付を受けようとする事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金等の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付等を受けた者があるときは、その者から、当該補助金等の一部又は全部を返還させることができる。

（委任規定）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助事業	補助対象施設・事業所	補助金の交付額等	
		基準額及び対象経費等	交付額
(1) 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業	<p>本市の区域内に存する次に掲げる施設・事業所であって、国要綱の規定に該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通所介護事業所（介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業を行う事業所を含む。） 2 地域密着型通所介護事業所 3 認知症対応型通所介護事業所 4 通所リハビリテーション事業所 5 短期入所生活介護事業所 6 短期入所療養介護事業所 7 訪問介護事業所（介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業を行う事業所を含む。） 8 訪問入浴介護事業所 9 訪問看護事業所 10 訪問リハビリテーション事業所 11 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 12 夜間対応型訪問介護事業所 13 居宅介護支援事業所（介護予防サービスの介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の第1号介護予防支援事業を行う事業所を含む。） 14 福祉用具貸与事業所 15 居宅療養管理指導事業所 16 小規模多機能型居宅介護事業所 17 訪問看護及び小規模多機能型居宅介護のサービスを組み合わせ提供する事業所 18 介護老人福祉施設 19 地域密着型介護老人福祉施設 20 介護老人保健施設 21 介護医療院 22 介護療養型医療施設 	国要綱の規定による。	<p>総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額と基準額と対象経費の実支出額とを比較して最も少ない額。ただし、県補助金の交付決定額の範囲内とする。</p>

	<p>23 認知症対応型共同生活介護事業所</p> <p>24 養護老人ホーム</p> <p>25 軽費老人ホーム</p> <p>26 有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項に基づく届出を行っているもの及び高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受けているものに限る。）</p> <p>27 サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を行っているものに限る。）</p>		
(2) 通所系サービスによる安否確認等実施支援事業	<p>本市の区域内に存する次に掲げる事業所であって、令和2年3月6日以降、事業所が休業し（※1）、又は利用者（※2）がサービスの利用を休止した場合（※3）において、サービス利用に係る利用者負担金の支払について利用者の同意が得られないことを理由に介護報酬算定の対象とせず、事業者の負担により電話等による安否確認等（※4）を行ったもの</p> <p>1 通所介護事業所（介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業を行う事業所を含む。）</p> <p>2 地域密着型通所介護事業所</p> <p>3 認知症対応型通所介護事業所</p> <p>4 通所リハビリテーション事業所</p>	利用者1人につき1回当たり2千円。	基準額に実施日数を乗じた額。ただし、各月の上限は、各利用者のケアプランにおける1か月の通所予定回数範囲内、かつ月当たり10回を上限とする。

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事業所が休業要請を受けて休業した場合又は自主的に休業した場合。

※2 本市において要介護認定等を受け、補助対象となる事業所と利用契約を締結して介護サービス等を利用している方。

※3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、利用者がサービスの利用を自主的に休止した場合。

※4 「電話等による安否確認等」とは、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度について電話等により確認し記録した場合で、利用者の同意があれば介護報酬算定の対象となるものをいう。